

令和 8 年 6 月 19 日
山 梨 労 働 局

山梨地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会の傍聴を希望される方は、下記 6 の傍聴要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 審議会名 第 1 回山梨地方最低賃金審議会
- 2 日 時 令和 8 年 7 月 1 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分（予定）
- 3 場 所 やまなし地域づくり交流センター 1 階 多目的ホール
甲府市丸の内 2 丁目 35- 1
- 4 議 題
 - （ 1 ）山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
 - （ 2 ）今後の審議日程について 外
- 5 傍聴予定人員 若干名
- 6 傍聴要領
 - （ 1 ） 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、 傍聴を希望される審議会（本審又は部会）の開催日、 住所、 氏名、 電話番号、 勤務先（職業）を明記の上、往復はがき等でお申し込み下さい。

~~~~~

申し込み先 : 〒400 - 8577  
甲府市丸の内 1 - 1 - 1 1  
山梨労働局 労働基準部 賃金室  
TEL 055-225-2854  
~~~~~
 - （ 2 ） お申し込み締切日は、令和 8 年 6 月 26 日（必着）です。
お申し込みはお一人様 1 回に限り有効です。
 - （ 3 ） 傍聴席に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選となります。
抽選結果については、後日、返信はがき等により連絡いたします。
- 7 その他
 - （ 1 ） 傍聴される場合は、別紙の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
 - （ 2 ） 身体が不自由な方等は、傍聴の際に申し出て下さい。
また、介護者を同伴する場合も、介護者の氏名とともに申し出て下さい。
 - （ 3 ） 不明な点がありましたら、山梨労働局賃金室へお問合わせ下さい。

別 紙

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切って下さい。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ICレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

* 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局